

集中的検査に関する事業所等からの質問

|   | 質問   | 回答   |
|---|--|--|
| 1 | 勤務状況によっては、週1回の検査となる従業員も出てくると思うが大丈夫か。   | 差し支えない。  |
| 2 | 職員に対する検査で陽性の判定が出た場合、そのキットを嘱託医等にテレビ電話等で見せて確定診断をしてもらうという形でもよいか。                  | テレビ電話等による確定診断が可能か事前に嘱託医等に確認すること。又は「秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」へ陽性者登録し、確定診断を受けること。<br>(陽性者登録センターについての問い合わせ先：秋田県保健・疾病対策課健康危機管理班 (☎018-860-1427) )<br>嘱託医がテレビ電話等を用いた診療を行う場合は、令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」に基づいて実施すること。詳細については県ウェブサイト ( <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49174">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49174</a> ) を確認の上、秋田県医務薬事課医務・薬務班 (☎018-860-1411) にお問い合わせいただきたい。   |
| 3 | 高齢者施設等の新規入所者に対して検査を行う場合、感染リスクを抑えるために、迎えに行く際に検査キットを持って行って検査してもよいか。              | 差し支えない。  |
| 4 | 高齢者施設等の新規入所者の検査で陽性の判定が出た場合、どのようにすればよいか。受入自体の見直しが必要になると思うが、陽性者は受入しない方針にした方がよいか。 | 新規入所者の抗原検査で陽性判定が出た場合は、速やかに嘱託医、かかりつけ医、協力医療機関又は診察・検査医療機関等を受診し、確定診断と適切な治療を受けるようお願いしたい。<br>今回、新規入所者を集中的検査の対象としたのは、感染防止対策の準備を整えた上で受入を検討してもらうためであり、感染者を受入しないようにするためではない。<br>実際の対応については、医師の所見や対象者の生活環境等を勘案して個々の事例毎に判断する必要があるが、医療機関の入院病床も逼迫していることから、単身高齢者等で介護できる方もおらず入院の必要もなく行き場がない場合には、感染防止対策をしっかりと行った上で施設内療養者としての受入も検討いただきたいと考えている。なお、感染者を受入れるにあたっては、かかり増し経費の補助制度<br>(高齢者施設については <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/68123">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/68123</a><br>障害福祉施設等については <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/68124">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/68124</a> ) もあるのでご活用いただきたい。 |
| 5 | 医療機関から、新型コロナウイルス感染症に関する退院基準を満たして退院した高齢者等を施設が受入する場合は検査をどうすればよいか。                | 退院基準を満たした者を施設等で受入する場合は、検査は行わないこと。(感染後しばらくの間は検査で陽性の判定結果が出ることもあるが、感染のおそれはないとされている。)<br>なお、退院基準を満たして退院した者に対して、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しない。入院病床の逼迫を防ぐために適切な受入をお願いする。   |
| 6 | 感染後に健康観察期間を経過してから出勤した職員については、検査をどうすればよいか。                                      | 健康観察期間が経過してから1か月半から3か月程度は、ウイルスを排出していても検査で陽性の判定が出る可能性があるため、その間は、集中的検査の対象外として差し支えない。<br>ただし、発熱等の症状が発生した場合は、検査を行っていただきたい。   |
| 7 | 検査は利用者や職員に症状が出た場合に実施するということか。  | 集中的検査については、症状の有無に関わらず、全職員が週に2回程度検査を実施することをお願いするもの。その中で、症状がある利用者等がいる場合には、当該利用者に対してもキットを使用して良いこととしている。   |

|    | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 8  | 医療従事者が常駐しない場合、「検査実施管理者」の管理下で自己検査を行うこととなっている。「検査実施管理者」にはどういった資格が必要か。     | 「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」等を理解し、「理解度確認テスト」を全問正解できることを確認していただければ、特段の資格は不要。<br><br><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html</a> |
| 9  | 集中的検査で使用する検査キットについて、使用期限が迫っている既存の検査キットがあるため、今回配付されたものよりも先に、これを使用してもよいか。 | 差し支えない。<br>なお、既存の検査キットを使用して検査した場合も、県への検査実績の報告を忘れずに行うよう、願います。（実績報告には、使用した検査キットを選択する項目があります）  |
| 10 | 給食や清掃等の委託をしている場合、その職員も検査の対象としてよいか。                                      | 差し支えない。<br>入所者や職員等との接触の程度を勘案の上で、各施設等で判断いただきたい。  |
| 11 | 諸般の事情により検査を実施しないこととなった場合、配付された検査キットはどうしたらよいか。                           | 不要な検査キットは、管轄の保健所に返却していただくようお願いする。   |
| 12 | 各職員に検査キットを渡して、出勤前に自宅で検査してもらおうという方法にしてもよいか。                              | 差し支えない。<br>集中的検査は、検査実施管理者等の管理下で実施することになっているため、各職員が判定結果をメール等に写真添付して検査実施管理者等に送信するなど、適切に検査結果が報告されるよう留意いただきたい。  |
| 13 | 新規入所者の検査を実施する際に、自身で検体を採取することができない場合、医療従事者（看護師等）以外の検査実施管理者が検体を採取してもよいか。  | 検体の採取については、本人又は医療従事者（看護師等）が行うことになっており、それ以外の検査実施管理者が検体を採取することはできません。   |